

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

令和3年 4月 1日現在

1. 機関概要

機関名： 北海道アスクゲート日本語学校札幌本校
所在地： 〒062-0903 北海道札幌市豊平区豊平3条3丁目1番24号
設置校URL： <https://www.askgate-jpschool.com/>
電話番号： 011-833-8169
E-Mail： askgate-jls@ask-s.co.jp
設置者名： 株式会社 アスクゲート
設置者種別： 株式会社
法務省告示認定年月： 平成30年4月1日
選定結果： 適正校

代表者名： 斉藤三寛
校長名： 小川かおり
副校長名：
主任教員名： 松島朋子
教員数： 7人（うち専任4人） ※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。
収容定員（変更報告年月日）： 80人
在籍者数（在留資格「留学」の生徒）： 6人

2. 名称の基準適合性（告示基準第1条第1項第1号関係）

学則	基準適合性
学校の名称として、告示されたものを正しく使用しているか。（第1条第1項第1号）	○

3. 学則の基準適合性（告示基準第1条第1項第2号関係）

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。（第1条第1項第2号）	○	令和2年9月29日

4. 設置代表者、校長、主任教員の基準適合性（告示基準第1条第1項第3号、第4号、第5号、第10号、第15号、第17号関係）

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。（第1条第1項第3号、第4号、第5号）	○	変更なし
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合、当該事業について記載。（第1条第1項第5号）	業務コンサルタント	
校長が基準に適合しているか。（第1条第1項第10号、第17号）	○	変更なし
主任教員が基準に適合しているか。（第1条第1項第15号、第17号）	○	変更なし

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

5. 教員等の基準適合性（告示基準第1条第1項第11号，12号，13号，第14号，第17号関係）

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。（第1条第1項第13号，第17号）	○
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。（第1条第1項第11号，第12号）	○
教員の1週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。（第1条第1項第14号）	○
事務局の事務を統括する職員が，欠格事由に該当していないか（第1条第1項第17号）	○

専任・非常勤の別	在籍教員数	④420単位時間以上の養成研修修了者（学士以上の学位取得者に限る）数				⑤その他
		①日本語教育に係る学位取得者数	②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数		
専任教員	4	0	0	2	2	0
非常勤教員	3	0	0	2	1	0
合計	7	0	0	4	3	0

※教員1名につき立証可能な要件いずれか1つに計上すること

※教員の詳細については別紙（様式8－2号）提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告：

済 未済 変更なし

（※告示基準第10号，第13号，第14号，第15号，第42号関係）

最終教員変更届出日 令和2年9月29日

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

6. 教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか（告示基準第1条第1項第6号、第7号、第8号、第9号関係）

教育課程、生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。（第1条第1項第6号）	○
生徒の定員と、同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。（第1条第1項第7号、第8号、第9号）	○

	1 単位時間		45分		(2021 年度)								
設置コース	レベル別教育時間（単位時間）数								定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標
	初級	初中級	中級	中上級	上級			合計					
進学2年コース	400	400	400	—	400			1,600	20	4	4月	変更なし	N1
一般1年6ヶ月コース	—	400	400	—	400			1,200	20	0	10月	変更なし	N1
一般総合1年コース中級	—	—	400	—	400			800	20	0	4月	変更なし	N1
一般総合1年コース初中級	—	400	400					800	20	2	4月	変更なし	N2

7. 課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第1条第1項第44号関係）

課程修了者の日本語能力習得状況等		基準適合性
大学等への進学者の数、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数、C E F RのA2相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について、地方出入国在留管理局に報告しているか。		○
上記のそれぞれの数及び合計について、公表しているか（公表方法を下記に記載）。		○
上記の合計について、当該年度の課程修了の認定を受けた者の7割を下回る場合に、改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。		実績なし
公表方法（HPの場合はURLも記載）		
HP	https://www.askgate-ipschool.com/	

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

8. 点検・評価（告示基準第1条第1項第18号関係）

【告示基準第1条第1項第45号関係】

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り、日本語教育機関の目的を達成するため、活動の状況について自ら点検及び評価を年に1回以上行っているか。（第1条第1項第18号）	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法（HPの場合はURLも記載）	
	2021年4月	H P	https://www.askgate-jpschool.com/

9. 生活指導（告示基準第1条第1項第16号、第17号関係）

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から、生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上、適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。（第1条第1項第16号）	○
全ての生活指導担当者が、欠格事由に該当していないか。（第1条第1項第17号）	○

	本務	兼務
生活指導担当者数	0	1
進路指導担当者数	0	1

10. 施設・設備（告示基準第1条第1項第19号～第29号関係）

施設・設備（校地・校舎、教室等）	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。（第1条第1項第19号～第29号）	○	変更なし

11. 健康診断（告示基準第1条第1項第30号関係）

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし、以後1年ごとに健康診断を行っているか。（第1条第1項第30号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

12. 入学者の募集・選考（告示基準第1条第1項第31号～第34号関係）

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実にしているか。（第1条第1項第31号）	○	本校ホームページ、募集要項
入学者の選考	基準適合性	確認・把握方法
入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（第1条第1項第32号）	○	申請者より提出された書類の精査、及び本人への聞き取り調査
入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（第1条第1項第33号）	○	仲介業者及び申請者双方への聞き取り調査
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（第1条第1項第34号）	○	

13. 在籍管理（告示基準第1条第1項第36号～第40号関係）

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（第1条第1項第36号）	○
1か月の出席率が8割を下回った生徒については、1か月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（第1条第1項第37号）	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（第1条第1項第40号）	○
資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（第1条第1項第40号）	○

14. 禁止行為（告示基準第1条第1項第41号関係）

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。（第1条第1項第41号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書

15. 地方出入国在留管理局への報告（告示基準第1条第1項第38号、第39号、第42号、第43号、第46号関係）

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第38号	第39号	第42号	第43号	第46号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	○

16. 記録等の保存（告示基準第1条第1項第31号、第33号、第35～第37号、第40号、第45号関係）

記録等の保存	基準適合性						
	第31号	第33号	第35号	第36号	第37号	第40号	第45号
告示基準に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	○

17. 地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示（告示基準第1条第1項第47号関係）

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは、第31号、第33号若しくは第35号から第37号までに規定する記録、第40号に規定する届出のあった内容又は第45号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。（第1条第1項第47号）	○

18. 運営体制（告示基準第1条第1項第48号）

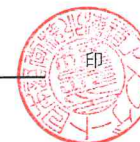
運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。（第1条第1項第48号）	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

令和3年 7月 13日

機関名 北海道アスクゲート日本語学校札幌本校

設置代表者名 斉藤 三寛



2020年度自己点検・評価

実施時期: 毎年一年一回、3月末にその年度のチェックを行う。

実施方法: チェックリストを各自採点、ミーティングによって全体の評価を決定。

実施体制: 事務職を含む教員全員、経営役員による。

公表: 5月にホームページに公表、あるいは公表できるように準備する。

- 五段階評価:
- 5 充分
 - 4 充分に近い
 - 3 充分ではないが不足でもない
 - 2 不足だと感じる
 - 1 全くできていない

- 【項目】
- 1. 理念・目標
 - 2. 学校運営
 - 3. 教育活動
 - 4. 学修成果
 - 5. 生徒支援
 - 6. 教育環境
 - 7. 入学者の募集
 - 8. 財務
 - 9. 法令遵守
 - 10. 地域貢献社会活動

1. 理念・目標

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
1-1. 学校の理念、目的・目標が明確か。 ・ホームページ、パンフレットに載っている理念・目標は当校の特徴をよく表しているか。また、それはわかりやすいか。	5	当校の教育目標が明確かつ簡潔に表されていると考える。	ホームページ: https://www.askgate-jpschool.com/	
1-2. 学校が育成する人物像が明確か。 ・理念・目標を体現する人物像が示されているか。	5	教育目標には人物像が明確に示されていると考える。	同上	
1-3. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	見直して、現代にマッチしていると考える。	同上	

2. 学校運営

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
2-1. 学校の運営体制が日本語教育機関の告示基準を満たしているか。 ・教職員研修で定期的に検証し、確認しているか。	5	教職員ミーティングの際に不備、見落としがないよう確認を徹底している	ミーティング記録(非公開)	
2-2. 理念や目的に沿った運営方針や事業計画が策定されているか。 ・教職員研修で定期的に検証し、確認しているか。	5	教育目標を常に念頭に置き事業計画している	同上	
2-3. 組織運営、人事体制は整備されているか。 ・人員不足の場所はないか、労働条件、待遇などに不備不足はないか、定期的に研修会等で検討、確認しているか。	4	不足はないが余裕もない	https://www.askgate-jpschool.com/jp-staff	経営状態と照らし合わせつつ、業務内容や配置などをこまめに見直し、適正化を図る
2-4. 意思決定システムは整備されているか。 五段階評価:	5	定期的なミーティングで全員の意思疎通を図っている	ミーティング記録(非公開)	
2-5. コンプライアンス体制は整備されているか。 ・研修会でコンプライアンスについて学習、共有が行われているか。コンプライアンス違反について検討が行われているか。	5	ミーティングでコンプライアンスについて確認している	同上	
2-6. 財務管理に関する規定は整備されているか。 本社経理側とよく連携し、適正な財務管理が行われているか。また、常に確認されているか。	5	頻繁に連絡し合い、教職員内部で公開され、確認している	連絡記録(非公開)	
2-7. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	ミーティングの方法、意思疎通など、常に最善を模索し、実行している	ミーティング記録(非公開)	

3. 教育活動

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
3-1. 理念に沿った教育課程が体系的に編成されているか。 ・研修会で定期的に見直し、また運用されているか。	5	定期的に、かつ頻繁に見直し、ベストを模索し実行している	ミーティング記録(非公開)、 https://www.askgate-jpschool.com/jp-course	
3-2. 成績評価基準は明確か。また、適切に運用されているか。 ・教師間でばらつきがないよう、評価基準が一定になるよう検討され、運用されている	5	定期的にミーティングで統一を図り、運用状況を確認している	ミーティング記録(非公開)	
3-3. 進級、修了判定基準は明確か。また、適切に運用されているか。 ・目標設定に沿っているか、かつ、実態に即しているか、それが運用されているか。	5	教職員全員で基準と運用を確認している	同上	
3-4. 教員の指導力向上のための取り組みは行われて五段階評価:	4	オンラインの外部研修会も増えたため、昨年度より充実した。しかし、内部外部共にまだ不足もある。	研修会参加記録(非公開)	業務の優先度を見直し参加を増やす
3-5. 教育課程の改善のための取り組みは行われているか。 ・研修会で検討されているか。また、実施されているか。	5	定期的に話し合い、実行している	ミーティング記録(非公開)	
3-6. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	定期的に見直している	同上	

4. 学修成果

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
4-1. 学習者の日本語能力の向上が図られているか。また、適切に把握しているか。 ・毎日の指導、定期試験後の指導を適切に行っているか。また、教育環境で共有しているか。	5	定期試験後に個別指導、また、毎日の様子を見て適宜指導し、教職員で共有している。	指導記録(非公開)	
4-2. 学習者の進路を適切に把握しているか。 ・定期的な全体・個別進路指導の時間を十分に生かしているか。また、教員間で共有しているか。	5	定期的に状況の把握と指導を行い、共有している。	同上	
4-3. 各種認定試験の認定率向上のための体制は整っているか。	5	日本語能力に関わる各種試験の校内模試及び対策授業を実施。また、日本語能力試験以外の各種試験も奨励することにより学生の意識を向上させた。	2020年度は受験者全員が日本語能力試験に合格した。	
4-4. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	指導方法や共有方法は常に最善を目指して見直している。	同上	

5. 生徒支援

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
5-1. 学習相談や進路に対する支援体制が整備されているか。 ・教員による定期・不定期の指導、日常的な支援は適切に実行されているか。	5	定期的な指導のほか、毎日のコミュニケーションの中でも支援している。	指導記録(非公開)	
5-2. 健康管理の支援体制が整備されているか。 ・年に一度の検診は適切に行われているか。日常的に適切な対応をしているか。	5	年に一度の健診を行い、日頃から健康管理面の指導をしている	指導記録(非公開)	
5-3. 生活指導などの支援体制が整備されているか。 ・定期・不定期の指導、日常的な支援は適切に実行されているか。	5	相談は24時間体制で受け付けられるよう体制を整え、コミュニケーションに留意している	LINE記録、指導記録(非公開)	
5-4. 防災や緊急時における体制が整備されているか。 五段階評価:	4	学生との緊急連絡先として携帯電話を職員が常備することとしている。2020年度は感染症対策に関する校内マニュアルを策定した。	災害時マニュアル(非公開)	新型コロナウイルス感染拡大の影響で、避難訓練を実施できなかったため、対策を講じながら実施したい。
5-5. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	4	定期ミーティングで必要と思われるものの追加や見直しを行っている。	同上	同上

6. 教育環境

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
6-1. 施設・設備が十分かつ安全に整備されているか。 ・設備や備品等に不備はないか。	4	今般の必要性に即座に対応している	空気清浄機を導入するなど、感染症対策を行った	費用を検討しながらできるだけ安全で快適な教育環境が提供できるよう改善を図る
6-2. 教材は適切か。 ・定期的な研修などの際に見直しをしているか。	5	定期的に見直し、教材展示会も利用している	ミーティング記録(非公開)	
6-3. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	定期的に見直している	同上	

7. 入学者の募集

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
7-1. 募集は適切に行われているか。 ・募集方法を教職員で把握し、その内容について自己検証しているか。	4	全員で把握しているが、より良い募集方法を確立するためにはまだまだ努力する余地がある	募集計画、募集活動記録（非公開）	募集に関する情報を得、検討する
7-2. 募集の際学校情報は正確に伝えられている ・パンフレット、ホームページ等の内容を教職員が把握し、不適切な内容や表現はないか自己検証しているか。	5	定期的に複数名で見直し、協議を行い、必要に応じて刷新している	パンフレット、チラシ	
7-3. 授業料は適切か。 ・実態に合わない価格設定になっていないか。	5	支出分を年度ごとに確認し、定期的に見直している	https://www.askgate-jpschool.com/jp-course	
7-4. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	定期的に見直している	ミーティング記録（非公開）	

8. 財務

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
8-1. 中長期的に財務は安定しているか。 ・財務管理を含めた中長期業務計画を策定、適切に運用、適切に会計監査を受けているか。	4	計画は策定し、適切に監査を受けているが、入学者数など当初予定と異なる部分も大きく、運用に課題が残る	事業計画、決算報告（非公開）	実態に即した計画と運用、その検証の方法を確立する
8-2. 予算・収支計画は有効かつ妥当か。 ・適切に会計監査を受けているか。また、結果の報告を受け、適切に見直している	4	入学者数など予定と異なるため頻繁に見直している	同上	同上
8-3. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	年度に一度全体のミーティングで確認している	同上	同上

9. 法令遵守

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
9-1. 出入国管理及び難民認定法令及び各種関係法令等の遵守と適切な運営が行われている ・定期的な教職員研修会で共有、適切な運営について周知されているか。	5	定期的なミーティングのほかに、動きがあったとき確認共有している	ミーティング記録(非公開)	
9-2. 個人情報保護の取り組みは適切に行われているか。 ・定期的な教職員研修会で共有、適切な運営について周知されているか。	5	ミーティングで確認、共有している	同上	
9-3. 自己点検の実施と改善、及びその公開は適切に行われているか。 ・年に一度、定期的に実施、公開あるいは公開準備状態にされているか。	5	2019年度は公開しなかった自己点検を公開とした	ウェブサイト	
9-4. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	定期的に見直している	ミーティング記録(非公開)	

10. 地域貢献社会活動

	五段階評価	具体的評価	根拠	課題と解決方法
10-1. 日本語教育機関の資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献の取り組みは行われているか。 ・事業計画、年間スケジュールに組み込まれ、また適切に実施されているか。	2	新型コロナウイルス感染拡大の影響から入国もできず大人数が集まる計画の中止や延期を余儀なくされている	日本人授業参加記録／ミーティング記録(非公開)	試験的に行っているオンラインによる活動を今後発展させた
10-2. 生徒のボランティア活動への支援の取り組みは行われているか。 ・事業計画、年間スケジュールに組み込まれ、また適切に実施されているか。	2	同上	ボランティア参加記録／ミーティング記録(非公開)	同上
10-3. 以上の点は学校の現状や時代の変化に合わせて見直されているか。	5	定期的に見直している	ミーティング記録(非公開)	

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日: 令和3年 7月 28日

日本語教育機関名: 北海道アスクゲート日本語学校札幌本校

設置者名: 斉藤三寛



課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号: 大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	100.0%
課程修了者数(※1, ※2) ①	4
基準該当者合計数(実人数) ②	4

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	0
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳	進学コース	一般コース		
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。				
a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	-	-		
b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	-	-		
c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	4	-		

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法
https://www.askgate-jpschool.com/